

国際予備審査機関 CN	中国国家知識産権局 (CNIPA)	附属書 E CN
次の受理官庁について管轄する 国際予備審査機関 ¹	AO, CN, GH, IN, IR, KE, KH, KP, LA, LR, SA, TH, ZW	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（PCT規則58） ²	人民元（CNY）	1,500
追加の予備審査手数料（PCT規則68.3） ³	CNY	1,500
取扱手数料（PCT規則57.1） ⁴	CNY	1,750
国際予備審査報告に列記された文献の 写しのための手数料（PCT規則71.2）	1 頁につき CNY	2
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.2）	1 頁につき CNY	2
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	CNY	200
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	CNY	200
国際予備審査手数料の払戻しの条件 及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下 げられた場合：100%払戻し	
国際予備審査のために受理する言語	中国語，英語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，中華人民 共和国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査される いずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- 1 中国国家知識産権局（CNIPA）は，国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り，国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は，国際予備審査機関に特別の事情がある場合にのみ支払う。
- 4 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（対応する附属書C（IB）の脚注参照）。更に詳細については，2008年5月29日付公示（PCT公報）69頁，手数料表第4項参照。

C N

中国国家知識産権局
(C N I P A) (続き)

C N

国際予備審査機関として行動する当局の
管轄権に何らかの制限があるのか？

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、国際調査を同官庁が行う (又は行った) 場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。

委任状の提出要件の放棄⁵

国際予備審査機関は、別個の委任状を
提出する要件を放棄しているか？

放棄していない

別個の委任状が要求される特別の状況

適用されない

国際予備審査機関は、包括委任状の写し
を提出する要件を放棄しているか？

放棄していない

包括委任状の写しが要求される特別の
状況

適用されない

⁵ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。